

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱 新旧対照表

九州エナジー株式会社

改定後	改定前
(料金の支払い)	(料金の支払い)
第15条	第15条
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
<p>(3) 毎年3月、9月の検針日に基づく充当先の電気料金の確定および買取料金の充当後、なお買取料金が繰り越されている場合には、特別の事情がない限り、当該時点で発生している繰越金額の全額を、翌々月末日までに、電気料金の引落とし口座、またはお客さまに振込先として指定された金融機関の口座に振り込みます。ただし、繰越金額が1,000円に満たない場合は、当該時点での振込は行わず、次月以降の電気料金に充当するものといたします。また、振込期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、振込期日を直前の休日でない日といたします。</p>	<p>(3) 毎年3月、9月の検針日に基づく充当先の電気料金の確定および買取料金の充当後、なお買取料金が繰り越されている場合には、特別の事情がない限り、当該時点で発生している繰越金額の全額を、翌々月末日までに、電気料金の引落とし口座、またはお客さまに振込先として指定された金融機関の口座に振り込みます。ただし、振込期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、振込期日を直前の休日でない日といたします。</p>